新居浜市広告事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市が保有する資産（以下「市有資産」という。）を広告媒体として有効に活用し、民間事業者等の広告を掲載することにより市の新たな財源を確保するとともに歳出の削減を図り、もって市民サービスの向上と地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）広告事業　市有資産を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載することをいう。

（２）広告媒体　次に掲げる市有資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア　広報紙その他市が発行する印刷物

イ　市のＷＥＢページ

ウ　土地、建物、物品その他の市の財産

エ　その他広告媒体として活用できる市有資産

（３）広告掲載　広告媒体に民間事業者等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

（４）部局長　新居浜市事務分掌条例（平成１４年条例第２５号）第１条に規定する部、出納室、消防本部、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局及び市議会事務局の長をいう。

（広告事業の基本原則）

第３条　広告事業の実施に当たっては、広告媒体の本来の目的に支障を生じさせないとともに、その公共性を考慮し、社会的な信頼性及び公平性を損なうことのないようにしなければならない。

（広告掲載の範囲）

第４条　次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

（１）法令、条例その他の定めに違反するもの又はそのおそれのあるもの

（２）公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

（３）人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

（４）政治性又は宗教性のあるもの

（５）社会問題についての主義又は主張に当たるもの

（６）美観風致を害するおそれがあるもの

（７）内容又は責任の所在が不明確なもの

（８）虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの、事実を誤認するおそれがあるもの等消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

（９）青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

（10）その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと認められるもの

２　前項に定める広告の内容その他広告の掲載に関する基準は、別に定める。

（広告事業の実施）

第５条　広告掲載を行う広告媒体の種類、広告の規格、募集方法、予定価格、選定方法その他広告事業の実施について必要な事項は、広告媒体ごとに当該広告媒体を所管する部局長が別に定める。

（広告主の責務）

第６条　広告掲載を希望するもの（以下「広告主」という。）は、掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情、被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、自らの責任においてこれを解決しなければならない。

（広告掲載の中止等）

第７条　部局長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を中止することができる。

（１）広告の内容等が第４条第１項各号のいずれかに該当すると認められるとき。

（２）広告主が市の信用を失墜させ、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

（３）広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

（４）市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

２　前項第１号から第３号までの規定のいずれかに該当し広告掲載を中止した場合において生じる経費は、広告主の負担とする。

（広告事業審査委員会）

第８条　広告事業を実施するに当たり、広告媒体に掲載する広告の内容その他広告掲載について疑義が生じた場合の掲載の可否等を審査するため、新居浜市広告事業審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は委員長及び委員をもって組織し、委員長は企画部長をもって充て、委員は政策担当課長、財政担当課長、総務担当課長、広報担当課長、人権擁護担当課長、商工労政担当課長及び教育委員会事務局社会教育担当課長をもって充てる。

３　前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する広告の内容等に応じて、委員長が必要と認める職員を臨時の委員とすることができる。

４　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第９条　委員会の会議は、委員長が必要があると認めたとき又は広告媒体を所管する部局長が開催を求めたときに、委員長が招集する。

２　委員会の会議は、委員長がその議長となる。

３　委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

４　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員及び有識者を委員会の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第１０条　委員会の庶務は、財政課において処理する。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、広告事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１９年９月７日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年８月２８日から施行する。